

「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領」改正のポイント

1. 農地関係工事における経費の補正係数の変更等に関する改正

- (1) 4週8休以上の補正係数を変更する【別表1-1、2-1】
- (2) 4週8休未満の補正区分を廃止する【別表1-1、2-1】

2. 建築工事における経費の補正係数の変更等に関する改正

- (1) 4週8休以上の補正係数を変更する【別表1-3、4-1、4-2、4-3】
- (2) 4週8休未満の補正区分を廃止する【別表1-3、4-1、4-2、4-3】
- (3) 月単位の4週8休以上の補正区分を新設する【別表1-3、4-1、4-2、4-3】

3. その他の改正

- (1) 土木工事標準単価による経費の補正係数を新設する【第8条(1)、別表3-1、3-2】